

## 新潟市立図書館活字読書支援サービス事業実施要綱

新潟市立図書館活字読書支援サービス事業実施要綱（平成21年4月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、新潟市立図書館（以下、「図書館」という。）が活字読書支援サービス（以下、「サービス」という。）を実施するために必要な事項を定める。

（対象）

第2条 サービスを受けることのできる者は、次のとおりとする。

（1）新潟市立図書館条例施行規則（以下、「規則」という。）第6条により貸出カードを交付された者であり、新潟市内在住で、身体障害者手帳や療育手帳を有するか、または活字による読書が困難であると認められる者。

（2）その他図書館長が認める者。

（サービスの申込みと登録期間）

第3条 サービスを利用しようとする者は、別記様式第1号による活字読書支援サービス登録申込書を図書館長に提出しなければならない。

2 サービスを利用できる期間は、規則第6条第2項に定める貸出カードの有効期間までとする。

（実施内容）

第4条 サービスの実施内容は次のとおりとする。

（1）対面朗読

（2）著作権法第37条第3項により複製された録音資料（以下、「録音資料」という。）の作製

（3）録音資料及び録音資料の再生に必要な機器の貸出

（4）国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス、サピエ図書館の利用

（5）対面朗読室と読書支援機器の利用

（対面朗読）

第5条 サービスの利用を申し出た者（以下、「利用者」という。）に対して、希望する図書などの資料を読み上げる。

2 利用者は、事前に対面朗読を希望する日時及び資料名を図書館に伝え、予約をしなければならない。

3 利用可能日時については利用館の開館時間中とする。

4 実施場所については図書館が指定する。

5 対象資料は、図書館所蔵資料及びそれに準ずる資料とする。

（録音資料の作製）

第6条 利用者の希望する録音資料が図書館及び類縁機関に所蔵がない場合、著作権法に基づき録音資料を作製する。データを入力する記録媒体は利用者が用意する。

（録音資料及び録音資料の再生に必要な機器の貸出）

第7条 利用者の希望する録音資料及び録音資料の再生に必要な機器の貸出をする。

2 録音資料の貸出点数、貸出期間は規則第9条に定める期間に準ずる。

3 録音資料の再生に必要な機器の貸出期間は前項で定める期間に準ずる。

(「国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービス」「サピエ図書館」の利用)

第8条 利用者の希望する録音資料等のデータが国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスやサピエ図書館からダウンロードできる場合、利用者が用意した記録媒体にデータを書き込んで提供する。

2 中央図書館を利用登録館と指定して、サピエ図書館の個人利用の希望を受けた場合、サピエ図書館が定める規定に基づき、個人利用の登録の承認を行う。

(対面朗読室と読書支援機器の利用)

第9条 利用者に対し、対面朗読室や読書支援機器の利用を認める。

(対面朗読等協力者)

第10条 第4条第1号及び2号のサービスは、主として対面朗読等協力者（以下、「協力者」という。）が実施する。

2 協力者の実施条件については別途定めるものとする。

3 協力者は、活動の際に知り得た利用者の秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 その他必要な事項については図書館長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 活字読書支援サービス登録申込書

年 月 日

新潟市立図書館長

ふりがな 氏名
生年月日 西暦・昭和・平成・令和 年 月 日

障がいの状況について	当てはまる項目に ○をつけてください				
身体障害者手帳を持っている	<table border="1"><tr><td></td><td>障がい名</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		障がい名		
	障がい名				
療育手帳を持っている					
視覚障がい等の理由により活字が見えない					
活字をそのままの大きさでは読めない					
活字を長時間集中して読むことができない					
目視では内容の理解が困難だが、音読では理解できる					
身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない					
その他、原本をそのままの形では利用できない					

以下は図書館で記入します

貸出カード番号																			
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※原本は登録館、写しを中央図書館で保管